

2 令和元年「政府に対する意見」（審査会意見）への政府の対応状況

令和元年年次報告書において、行政における特定秘密保護制度の運用状況に対し、審査会として合意した事項を「政府に対する意見^(※1)」（審査会意見）として記載し、早急に改善を図ることを求めた。

当審査会は、関係行政機関から、この審査会意見に基づき講じた措置又は講ずる予定の措置等について説明を聴取した。以下、その概要について、下掲の項目毎に、順次記述する。

(※1) 令和元年審査会意見の項目

- 1 運用基準の見直し関係
- 2 特定秘密の指定の在り方関係
- 3 テロ関連情報の収集関係
- 4 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄関係
- 5 独立公文書管理監関係
- 6 当審査会への対応状況関係
- 7 特定秘密の管理関係

1 運用基準の見直し関係	
意見	各行政機関における対応
運用基準の見直しにつき、当審査会からの意見 ^(※2) に加え、パブリック・コメント等により国民の意見も考慮した上で内容を見直し、その結果を当審査会に報告すること。	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>運用基準の見直しについては、政府において、両院の情報監視審査会、情報保全諮問会議の有識者委員、特定秘密を取り扱っている関係省庁などの意見を踏まえ検討を行い、令和2年6月16日、閣議決定を行った。なお、見直しに際し、審査会のご指摘を踏まえ、国民の意見も考慮するため、4月7日から20日までの間、パブリック・コメントにて意見募集を実施した。</p> <p>(今回の運用基準の見直しにおいて)衆議院情報監視審査会からの意見等を踏まえて、特定秘密指定管理簿の特定秘密の概要を具体的に記述するよう努めることを盛り込んだ。</p> <p>(令和2年11月17日 審査会)</p>

(※2) 平成30年審査会意見(抄)

1 運用基準の見直し関係

(1) 本年12月に特定秘密保護法施行後5年となり、運用基準を見直す時期を迎えることから、これまで当審査会が指摘してきた以下の事項につき、運用基準に盛り込むことを検討し、その結果を当審査会に報告すること。

- ① 特定秘密の名称に係る統一方針
- ② 行政文書が不存在の特定秘密関係
 - ・ いわゆる「あらかじめ指定」を行う場合の厳格な要件
 - ・ 指定管理簿への記載等記録に残すための措置
- ③ 作成から30年を超える特定秘密文書の管理における厳格な手続き
- ④ 独立公文書管理監の活動状況の審査会への報告
- ⑤ 独立公文書管理監による検証・監察関係
 - ・ 各行政機関による特定秘密文書の保存期間の判断の妥当性を検証する業務
 - ・ 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄に対する検証・監察業務
 - ・ 保存期間満了時の措置の検証・監察の際に歴史についても識見の高い専門家からも意見聴取するプロセス

(2) 運用基準の見直しに当たり、(1)以外の改正等を行おうとする場合には、当審査会に報告すること。また、運用基準の見直しのスケジュールが決まり次第、速やかに当審査会に報告すること。なお、(1)の②に関連し、複数の行政機関が同一の特定秘密を指定しているものについては、文書を保有しないことの正当性について、適切な説明をすること。

2 特定秘密の指定の在り方関係

意見	各行政機関における対応
<p>内閣情報調査室は、各行政機関における特定秘密の指定要件の該当性判断が政府として統一的になされているか、法施行から5年を迎えたのを契機として改めて精査すること。さらに、各行政機関においては、指定の対象情報の整理に努めること。また、独立公文書管理監は、特定秘密の指定の検証・監察の際に、各行政機関における特定秘密の指定要件の該当性判断が政府として統一的になされているかという観点からも実施するよう努めること。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>関係省庁に対し、指定要件の該当性判断は厳格に行うこと、また審査会からの求めに対しては指定要件を満たす理由を明確に説明するよう周知した。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年11月17日 審査会)</p> <p>内規に基づき、特定秘密の指定の理由の点検を年1回以上実施し、3要件に該当するか否かを判断している。</p> <p>運用基準を踏まえ、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認し、指定の要件が充足されていることを確認するなど、引き続き適切な管理に努める。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年11月24日 審査会)</p> <p>【国家安全保障会議・内閣官房（国家安全保障局）】</p> <p>内規に基づき特定秘密の指定の理由の点検を年1回以上実施している。その際、運用基準の改正を踏まえ、特定秘密の指定の3要件における特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認するなど、引き続き適正な管理に努めていく。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年11月24日 審査会)</p> <p>【内閣官房（事態対処・危機管理担当）】</p> <p>内規に基づき、指定の理由の点検を年1回以上実施している。本年6月の運用基準の改正を踏まえ、引き続き適切な管理に努める。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年11月24日 審査会)</p> <p>【警察庁】</p> <p>訓令に基づき、特定秘密の指定の理由の点検を年1回以上実施しており、令和元年中は12月に点検を行い指定の3要件を満たしているか否かを確認した。本年6月に見直しが行われた運用基準に基づき、特段の秘匿の必要性を巡る状況の変化や特定秘密である情報と同一性を有する情報の公表状況等を確認するなど、指定の対象情報の整理に努めている。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年12月3日 審査会)</p> <p>【総務省】</p> <p>特定秘密保護法の規定に基づき、指定の3要件（①別表該当性、②非公知性、③特段の秘匿の必要性）を満たす情報のみを特定秘密に指定している。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年12月3日 審査会)</p>

2 特定秘密の指定の在り方関係

意見

各行政機関における対応

【経済産業省】

内閣情報調査室の精査を踏まえ、指定の対象情報について整理に努めていく。

(令和2年12月3日 審査会)

【海上保安庁】

毎年12月に特定秘密の指定要件を確認し、それぞれの特定秘密が指定の3要件を満たしているかも含めて、指定の理由を点検し、指定の対象情報の整理に努めている。

(令和2年12月3日 審査会)

【防衛省】

例えば、令和元年12月に指定の延長等を行った際に、指定に係る対象情報の範囲を明確にするため、対象情報の期間を区切ることとするなど、対象情報の管理を実施している。

今後も、運用基準に基づき対象情報の出現の可能性を慎重に判断するとともに対象情報の範囲を明確にするなど、情報の適切な管理に努め、特定秘密保護法の適切な運用に努める。

(令和3年3月18日 審査会)

【独立公文書管理監（情報保全監察室）】

特定秘密に関する検証・監察は、法令や運用基準に定められた既存のルールに基づいて行っているところ、特定秘密保護法等の適正な運用の確保に資するよう、ご指摘の観点も念頭に置きつつ、引き続き厳正かつ実効的な検証・監察を実施してまいりたい。

(令和2年11月17日 審査会)

3 テロ関連情報の収集関係

意見	各行政機関における対応
<p>2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を控え、政府全体としてテロ関連情報の収集・管理には万全を期すとともに、特定秘密に指定すべき情報の入手、提供等があった場合には、適切に指定すること。また、テロ対策に遺漏のないよう情報共有の在り方にも留意すること。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>関係省庁に対し、適切に指定するとともに、特定秘密保護法第20条に基づき、関係省庁間で情報共有を図るよう周知した。</p> <p>(令和2年11月17日 審査会)</p> <p>テロの未然防止に万全を期すために、関係省庁が保有する情報をいかに適時適切に共有するかが重要であり、情報コミュニティ省庁を中心に、適時適切に情報の共有を行うよう努める。</p> <p>(令和2年11月24日 審査会)</p> <p>【警察庁】</p> <p>特定秘密の3要件を満たす情報については、厳格な判断の上、過不足なく特定秘密に指定している。また、法第6条に基づき、警察庁が必要と判断した際には情報を提供し、逆に必要があれば情報の提供を受けるなど、関係行政機関と必要な情報については適時適切に共有を行っており、テロの未然防止に効果的な活用を図っている。</p> <p>(令和2年12月3日 審査会)</p> <p>【公安調査庁】</p> <p>当庁の職員が特定秘密に該当する情報があると認めた場合には、ただちに適切な措置を講ずるものとする旨を内部規定で規定しているほか、法第3条が定める指定の要件について、毎年実施している保全教育の機会を利用して周知徹底している。</p> <p>当庁が収集する多くのテロ関連情報は、国際テロ組織やその活動をめぐる周辺情報を始め、それが特定秘密に当たるか当たらないかにかかわらず、迅速かつ適切に関係機関等と共有している。</p> <p>(令和2年12月3日 審査会)</p>

4 保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄関係

意見	各行政機関における対応
保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄状況を、国会報告における特定行政文書ファイル等の廃棄状況の項目に記載することを検討すること。	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>保存期間1年未満の特定秘密文書の廃棄関係について、ご指摘を受け、来年の国会報告では、廃棄の状況を「行政文書ファイル等の移管及び廃棄の状況」の項目に記載することを検討中である。</p> <p style="text-align: right;">(令和2年11月17日 審査会)</p>

<特定秘密文書の廃棄の現状>

当審査会は、発足当初から特定秘密文書の廃棄について注視してきた。この件について、平成29年4月、国会質疑や新聞報道等があった。これを受けて、当審査会も改めて詳細な資料要求を行ったところ、内閣情報調査室において作成した類型（以下、「平成29年提出資料の類型」という。）に従って、平成28年中に廃棄された保存期間が1年未満の特定秘密文書の件数が提出された。

その後、近年の公文書管理の在り方についての批判の高まりを契機に、政府が各省庁に公文書の取扱いについて示す指針である「行政文書の管理に関するガイドライン」が平成29年12月に改正され、保存期間を1年未満と設定することができる文書の類型（以下、「改正ガイドラインの類型」という。）が新たに作成された。

平成30年、当審査会から、特定秘密文書の廃棄件数について前年同様の資料要求を行ったところ、政府からは、この改正ガイドラインの類型に沿って、平成29年中に廃棄された保存期間が1年未満の特定秘密文書の件数が提出された。これに対し、文書廃棄の継続的監視の観点から前年との比較も必要と判断し、改めて平成29年提出資料の類型に基づく報告も求めたところ、政府からこれに応じた廃棄件数が提出された。令和元年以降も、引き続き両類型に基づく件数の提出を求めてきたところである。

上記の経緯を踏まえ令和2年も、政府より、改正ガイドラインの類型及び平成29年提出資料の類型の双方に基づき、令和元年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書の件数が各々提出された。これらを集計し、表に取りまとめたものが《表2-4-1》《表2-4-2》である。

《表2-4-1》令和元年中に廃棄された保存期間1年未満の特定秘密文書件数（改正ガイドラインの類型）

ガイドラインの類型		廃棄件数
1	別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し	502,157
2	定型的・日常的な業務連絡、日程表等	568
3	出版物や公表物を編集した文書	0
4	〇〇省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答	0
5	明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書	0
6	意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書	16,319
7	保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書	584
8	新ガイドラインの類型（上記1～7）に該当しない文書	0
		合計 519,628 件

※保存期間1年未満の特定秘密文書を廃棄した行政機関は、内閣官房、内閣府、警察庁、公安調査庁、外務省及び防衛省の6機関であった。

（政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成）

《表 2-4-2》令和元年中に廃棄された保存期間 1 年未満の特定秘密文書件数(平成 29 年提出資料の類型)

類型		文書の廃棄を 問題なしとする理由	該当省庁	廃棄件数		
1	別途1年以上の保存期間で 正本・原本が管理されている 行政文書の写し	(1) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語の変更を伴わない複製文書	複製	内閣官房	15,167	503,273
				内閣府		
				公安調査庁		
				外務省 防衛省		
(2) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の媒体・言語のみが変更された文書	媒体・言語の変更であり、元となる行政文書は存在する	内閣官房	2,360			
		警察庁				
		公安調査庁 防衛省				
(3) 別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書の内容の全部又は一部が転記された文書	他の行政文書に廃棄した行政文書の内容が含まれる	内閣官房	485,415			
		防衛省				
(4) 他の行政機関が引き続き保管している文書	他の行政機関に行政文書が存在しており、廃棄した行政文書の内容を把握できる	内閣官房	331			
		警察庁				
		外務省				
		防衛省				
2	別途1年以上の保存期間で 正本・原本が管理されている 行政文書の素材	別途1年以上の保存期間で正本・原本が管理されている行政文書に吸収された内容が記された文書	吸収した行政文書から廃棄した文書の内容を把握できる	[不開示情報]	15,738	15,738
3	暗号関係	一定の期間ごとに作成・変更される暗号化及び暗号の解読に必要な情報を記録する文書	数字の羅列であり、行政文書自体に歴史性がない	内閣官房 防衛省	617	617

合計 **519,628** 件

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

5 独立公文書管理監関係

意見	各行政機関における対応
(1) 運用基準の見直しを契機として、同基準において定められている独立公文書管理監の具体的な権限について、将来的に、法律において定めることを検討すること。	<p>【独立公文書管理監（情報保全監察室）】</p> <p>今後、現行の運用面での支障の有無等を踏まえ、検討が必要と考えられる場合は、関係省庁とともに連携してまいりたい。</p> <p>なお、現在のところ、独立公文書管理監に与えられた権限で、検証・監察に支障が生じているとは感じていない。</p> <p>(令和2年11月17日 審査会)</p>
(2) 「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察については、実施件数を増やし知見を深め手法を確立する等、実効性向上に向けた取組を更に継続すること。また、特定秘密に指定すべき情報が意図的に外されていないかとの観点から実施されるものについても同様に実効性向上に向け取り組むよう努めること。	<p>【独立公文書管理監（情報保全監察室）】</p> <p>「特定行政文書ファイル等にすべきものの存否」に関する検証・監察については、平成30年度は、2つの行政機関に限って検証・監察を実施したが、令和元年度は、平成29年中に保存期間1年未満の特定秘密文書を廃棄したとされる9行政機関全てに対してヒアリングを実施するなど、その対象を拡大し、実効的な検証・監察に取り組んでいる。</p> <p>また、特定秘密に指定されるべき情報が特定秘密として指定されない場合、特定秘密保護法による保護措置が講じられず、適切でないものと思料されるところ、当室は、検証・監察において様々な情報に接するものであることから、ご指摘の趣旨も踏まえつつ、引き続き検証・監察の実効性向上に向けて取り組んでまいりたい。</p> <p>(令和2年11月17日 審査会)</p>

6 当審査会への対応状況関係

意見	各行政機関における対応
<p>(1) 政府においては、当審査会の調査に関し、特定秘密の指定等の適正性を説明する過程において必要がある場合は、特定秘密以外の不開示情報についても、積極的に説明するよう努めること。</p>	<p>【内閣情報調査室】</p> <p>審査会においては特定秘密以外の情報を用いた説明等の丁寧な対応に努めるよう関係省庁に対し周知した。 (令和2年11月17日 審査会)</p> <p>【警察庁】</p> <p>国権の最高機関である国会の審査会において特定秘密の指定等の適正性について十分な調査を行うことができるよう、特定秘密以外の不開示情報についても必要な説明に努める。 (令和2年12月3日 審査会)</p> <p>【海上保安庁】</p> <p>審査会への丁寧な説明が国会の信頼、ひいては特定秘密保護制度に対する国民の信頼を得られることにつながることを強く認識し、当審査会からの説明要求には真摯に対応していく。 (令和2年12月3日 審査会)</p>
<p>(2) 外務省においては、ニード・トゥ・ノウの原則に最大限配慮しつつも、省全体の特定秘密を統括的に把握し説明できる部局を定めるよう検討を行い、対応を見直すこと。</p>	<p>【外務省】</p> <p>当該意見について外務省内で鋭意検討を行い、大臣官房がその役割を担うこととした。審査会においても、外務省全体としての対応の一貫性を確保するために、大臣官房の政府参考人は他部局のセッションにも同席させていただく。 (令和3年3月16日 審査会)</p>

7 特定秘密の管理関係	
意見	各行政機関における対応
<p>特定秘密文書を誤って廃棄した事案や、可搬記憶媒体のデータが毀損した事案が見られたことから、各行政機関においては特定秘密の管理体制を改めて検証の上、必要と認められた場合は管理体制を見直すこと。</p>	<p>【内閣情報調査室】 特定秘密の管理に関し、不適切事案の発生の未然防止に努めるよう周知した。 (令和2年11月17日 審査会)</p> <p>【内閣官房】 令和元年中に特定秘密文書を誤廃棄したことから、職員に対する秘密保全教育を実施し、改めて必要な知識の習得と意識の高揚を図り、秘密の保護を徹底した。今後についても、適時適切に教育を実施して秘密の保護を徹底し、特定秘密の適切な管理に努める。 (令和2年11月24日 審査会)</p> <p>【警察庁】 警察庁における特定秘密の保護に関する訓令に基づき、特定秘密の保護の状況について、毎年度2回以上検査を実施することとしており、今年度は令和元年8月と令和2年3月に実施し、特定秘密の適切な管理に努めている。 (令和2年12月3日 審査会)</p> <p>【総務省】 総務省特定秘密保護規程に基づき、従前より特定秘密を厳正に管理しており、管理体制についても本年6月に改めて検証を行い、問題がなかったことを確認した。引き続き適切に管理してまいりたい。 (令和2年12月3日 審査会)</p> <p>【公安調査庁】 データの移行・保存作業時に複数人が複数回の確認を行っているほか、担当部署以外の部署に所属する職員が定期的にデータの取扱いや保存、管理状況について確認を行うなど、重層的なチェック体制を構築している。 (令和2年12月3日 審査会)</p> <p>【経済産業省】 このような事案は生じたことはないが、引き続き、適切な運用に努めていく。 (令和2年12月3日 審査会)</p> <p>【海上保安庁】 今後も適切な管理運用に努めていく所存である。 (令和2年12月3日 審査会)</p>

意見全体に対する対応関係

【法務省】

特定秘密の管理については、特定秘密保護法、その施行令、運用基準及び法務省特定秘密保護規程に従っているところ、特定秘密の保護のための措置を適確に講じることが特定秘密を取り扱う者の責務とされていることを踏まえ、引き続き、その適正な運用に努めてまいりたい。

(令和2年12月3日 審査会)

【出入国在留管理庁】

特定秘密の指定、特定秘密の取扱いの業務及び適性評価に関する手続等については、特定秘密保護法、同法施行令、運用基準及び出入国在留管理庁特定秘密保護規程に従って実施しているところ、衆議院情報監視審査会におけるこれまでのご意見を踏まえ、制度所管庁等と必要な連携を図りつつ、引き続き、その適正な運用に努めてまいりたいと考えている。

(令和2年12月3日 審査会)

○その他（過去の「政府に対する意見」関連）

＜行政文書が不存在である特定秘密の現状＞

行政文書が不存在である特定秘密については、過去複数回²¹にわたり、当審査会の年次報告書における「政府に対する意見」の中で指摘してきており、引き続き政府における対応を注視している。令和2年においても、各行政機関より特定秘密ごとの文書件数等についての資料の提出を受けたところ、これらを集計し、表に取りまとめた《表 2-5》。

《表 2-5》行政文書不存在（令和元年末時点）の特定秘密の現状（行政機関別）

行政機関名	行政文書が不存在の特定秘密件数	行政文書が不存在である理由	件数
内閣官房	11	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	11
外務省	1	他機関が保有しているもの	1
防衛省	110	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	21
		他機関が保有しているもの	11
		物件が存在しているもの	76
		行政文書も物件もないが、具体的な情報が（職員の知識として）存在するもの	(※) 2
防衛装備庁	2	複数の特定秘密が記録された文書で代表的なもので計上しているもの	2

(※) 令和2年に文書作成済み。

(政府提出資料を基に衆議院情報監視審査会事務局で作成)

²¹ 平成 28～30 年審査会意見

なお、行政文書が不存在の特定秘密のうち、その理由が「(自機関は文書を保有していないが) 他機関が保有しているもの」であるのは計 12 件 (外務省 1 件、防衛省 11 件) である。平成 30 年審査会意見 1 (2) においては、このような特定秘密を指定している行政機関に対し、自機関において文書を保有しないことの正当性を適切に説明するよう求めているところである。